

感染症と登校許可証について

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法で定められおり、出席停止となります。感染症にかかったときは、**医師から登校してもよいと言われるまで自宅療養してください**。登校する際は、下の『登校許可証』を医師に記入していただき担任に提出してください。中央市小中学校では、医師の登校許可証を提出していただくよう確認されています。

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の期間の基準は次のとおりです。

第一種の感染症 (特定鳥インフルエンザ他)	治癒するまで	
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	ただし、病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときはこの限りでない
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	
風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日まで	
結核 髄膜炎 菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 伝染性紅斑 手足口病	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症 (感染性胃腸炎 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 など)	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の意見を聞き措置をとることができる	

登 校 許 可 証	
田富中学校	年 組 氏名
病 名	
出席停止期間	月 日 ～ 月 日まで
上記の疾病について、感染のおそれなくなりましたので登校を許可します。 平成 年 月 日 医療機関 医師名 印	